

薩摩川内市の財政健全度を公表します

◆健全化法により公表しています

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律（財政健全化法）」が平成19年6月に公布されました。
この法律により、地方公共団体は毎年度決算に基づき、財政の健全性に関する指標（健全化判断比率、資金不足比率）の算定を行い、監査委員の意見を付して議会に報告し、公表することとなっています。

◆市の財政は健全です

本市の平成25年度決算に基づく健全化判断比率および資金不足比率は下表のとおりです。
いずれの比率も国の示した基準（早期健全化基準および経営健全化基準）を下回っています。
しかしながら、厳しい財政状況に変わりはない、引き続き行財政改革を進めていく必要があります。



◆健全化判断比率

市の財政状況の健全度を表すものとして、次の4つの財政指標が「健全化判断比率」として定められています。いずれも数値が大きいほど財政状況が悪いということになります。

- ① **実質赤字比率**
一般会計などの赤字額が標準財政規模に対してどの程度の割合かを示す比率
- ② **連結実質赤字比率**
全会計を対象とした赤字額または資金の不足額が標準財政規模に対してどの程度の割合かを示す比率
- ③ **実質公債費比率**
一般会計などが負担する元利償還金（借入金の返済などが、標準財政規模に対してどの程度の割合かを示す比率（3カ年平均））
- ④ **将来負担比率**
一般会計などが将来負担すべき実質的な負債が、標準財政規模に対してどの程度の割合かを示す比率

指標	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
対象範囲	一般会計等	全会計	一般会計等	一般会計等
本市	25年度決算	—	9.7%	37.7%
	24年度決算	—	9.7%	48.2%
財政健全化法に基づく基準（25年度）	早期健全化基準	11.77%	25.0%	350.0%
	財政再生基準	20.00%	30.00%	—

それぞれの指標には、財政収支が不均衡な状況その他の財政状況が悪化したときに、国が警告する基準が、次のように定められています。

■早期健全化基準（イエローカード）

健全化判断比率の4つの比率について、いずれかが早期健全化基準以上である場合には、「財政健全化計画」を定めなければならない。

■財政再生基準（レッドカード）

健全化判断比率のうち、将来負担比率を除く3つの比率（実質赤字比率・連結実質赤字比率・実質公債費比率）について、いずれかが財政再生基準以上である場合には、「財政再生計画」を定めなければならない。

*将来負担比率には、財政再生基準は定められていません。

本市の実質赤字比率と連結実質赤字比率は赤字額がないため、上表では「—」と記載しています。



◆会計別の資金不足比率

資金不足比率は、資金の不足額の事業規模に対する比率で、市が経営する公営企業の経営状況の健全度を表す指標です。

指標		資金不足比率							
内容		公営企業ごとの資金の不足額の事業規模に対する比率							
会計名		簡易水道事業	温泉給湯事業	公共下水道事業	農業集落排水事業	漁業集落排水事業	浄化槽事業	水道事業	工業用水道事業
本市	25年度決算	—	—	—	—	—	—	—	—
	24年度決算	—	—	—	—	—	—	—	—
財政健全化法に基づく基準（25年度）		※3 経営健全化基準 20.0%							

* 本市の資金不足比率は、資金不足額がないため「—」と記載しています。

◆健全化判断比率などの算定対象範囲

区分	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	資金不足比率
一般会計等	↑	↑	↑	↑	
公営事業会計	水道事業	↑	↑	↑	↑
	工業用水道事業				
	簡易水道事業				
	温泉給湯事業				
	公共下水道事業				
	農業集落排水事業				
	漁業集落排水事業				
	浄化槽事業				
	国民健康保険事業				
	国民健康保険直営診療施設勘定				
	介護保険事業				
	後期高齢者医療事業				

* 公営事業会計ごとに算定

用語解説

※1 標準財政規模

地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模

※2 事業規模

地方公営企業における料金収入等の営業収益の規模

※3 経営健全化基準

自主的かつ計画的に公営企業の健全化を図るべき基準
資金不足比率について定められた数値であり、経営健全化基準以上である場合には、「経営健全化計画」を定めなければならない。

